

広島県告示第五十一号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成十九年十月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
原田整形外科病院	広島市安佐南区上安二丁目一五番二七号	平成二二年一〇月二四日	更新
医療法人仁康会本郷中央病院	三原市本郷町下北方二二〇番地	平成二二年一〇月二四日	更新
医療法人清幸会土肥病院	三原市城町一丁目一四番一四号	平成二二年一〇月二四日	更新
三原市医師会病院	三原市宮浦一丁目一五番一号	平成二二年一〇月二四日	更新
医療法人叙叙会福山第一病院	福山市南蔵王町五丁目一四番五号	平成二二年一〇月二四日	更新